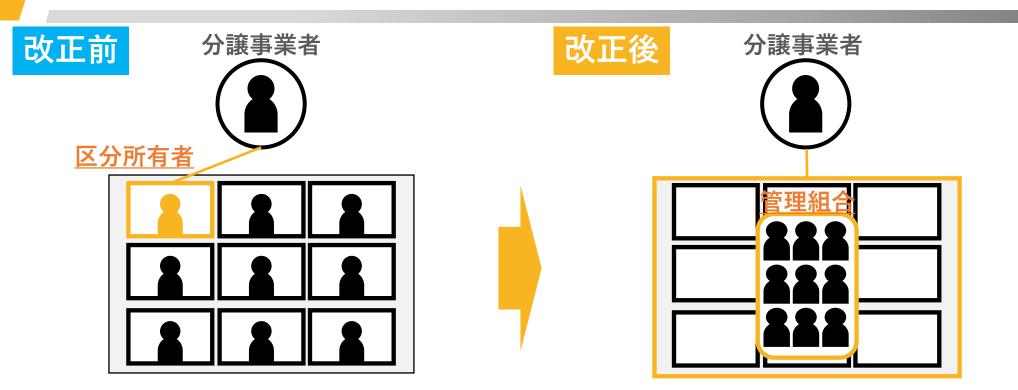
- 住宅(区分所有住宅を除く。)を建築し、 a) 自ら住宅の維持保全を行うものが申請する場合
- 販売等を目的に住宅(区分所有住宅を除く。)を建築し、 b) 譲渡する譲受人と共同で申請する場合
- 販売等を目的に住宅(区分所有住宅を除く。)を建築し、 C) 建築主が単独で申請する場合
- 複数の者に譲渡を行う区分所有住宅で、 d) 管理者等が維持保全を行う住宅を建築し、 その譲渡をしようとする**分譲事業者が申請する場合**
- e) 区分所有住宅を増改築し、 その区分所有住宅の維持保全を行う**管理者等が申請する場合**

	第5条	代表的な申請対象の例	
		新築	増改築
	第1項	戸建:注文住宅	戸建:所有する住宅のリフォーム
		 共同 ^{*1} :賃貸住宅、併用住宅 ^{*2} 	共同*1:所有する賃貸住宅のリフォーム
	第2項	戸建:建売住宅	戸建:買取再販住宅
	(第3項)	共同:想定されない(建売賃貸住宅、建売 一棟共同住宅)	共同:想定されない(買取再販賃貸住宅、 買取再販一棟共同住宅)
	第4項	分譲マンション(一部賃貸含む。)	買取再販分譲マンション(一部賃貸含 む。)
	第5項	_	管理組合による区分所有マンションの増改 築

法改正により新たに設けられた分類

※1 親族等で所有し管理組合を設立せず一棟に住戸が複数ある共同住宅等を含む。

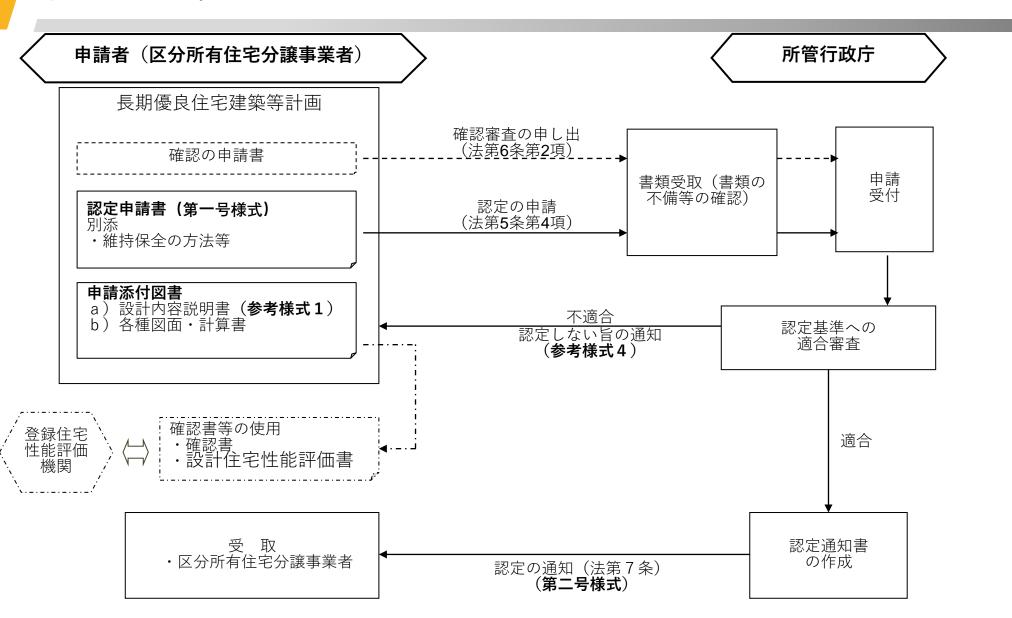
^{※2} 住宅部分が1オーナーである大規模複合施設を含む。

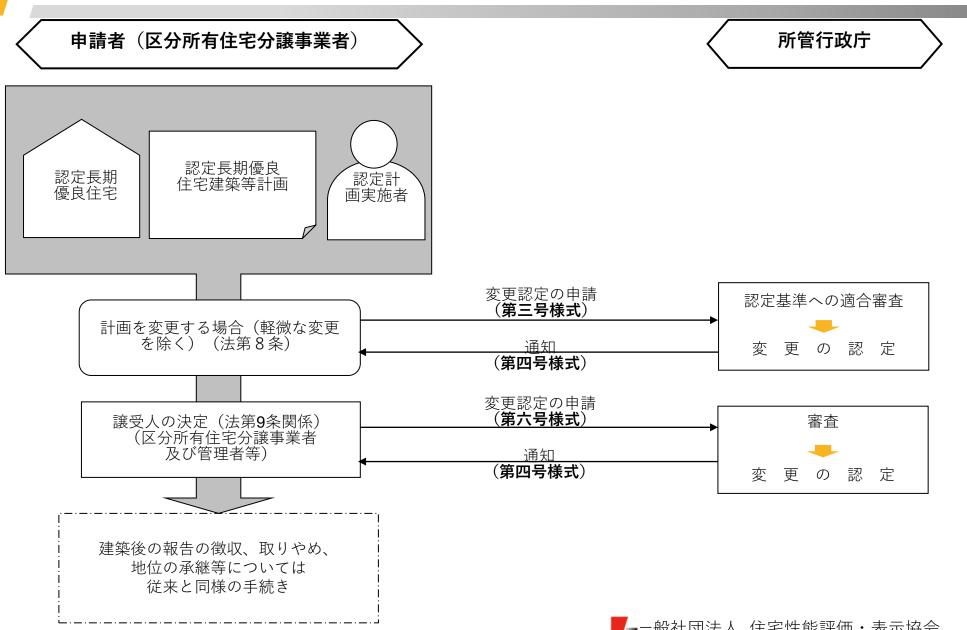


- ○当初申請:分譲事業者
 - 〇変更申請:分譲事業者+区分所有者
- ○維持保全実施主体

:区分所有者

- ○当初申請:分譲事業者
- ○変更申請:分譲事業者
 - + 管理組合の管理者等
- ○維持保全実施主体
 - :管理組合の管理者等





改正法施行時に、既に認定を受けている長期優良住宅建築等計画については、**経過措置**として、**最初の「譲受人の決定」に基づく計画の変更が施行日以降**であれば、管理者等による**新しい手続き**を行う事が可能です。

